

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要応募原稿審査要領

1. 審査対象

本審査要領の対象とする原稿は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要規程第4条第1号に定める「学術論文として発表する研究論文」とする。

2. 査読者

- (1) 査読者は、編集委員会が正2名を選任する。
- (2) 研究論文の内容・表現は、すべて執筆者が責を負うものとする。注1)

3. 審査の方法

- (1) 査読者の名は、執筆者に秘す。
- (2) 査読者は、判定結果（無修正で掲載可・修正後に掲載可・修正後に再審査・掲載不可）を示し、審査用紙に修正要求、参考意見、その他を必要な範囲で簡潔に明記する注2）。なお、修正要求とは執筆者に必ず応答を求めるものである。参考意見についてはその限りではない。
- (3) 査読者により無修正で掲載可と判定された原稿については、審査評に基づいて編集委員会が最終的に掲載を決定する。
- (4) 審査の結果、修正後に掲載可と判定された原稿については、編集委員会が査読者に代わってその修正部分について原稿を確認し、修正が十分と判断した場合は掲載を決定できる。また、修正が不十分と判断した場合は、執筆者に再修正を、あるいは査読者に再審査を要請することができる。
- (5) 審査の結果、原稿の修正が必要となった場合及び掲載不可となった場合は、編集委員会は審査評を確認した後、直ちに原稿を執筆者に返却する。
- (6) 審査の結果、修正後に再審査となった場合、修正後の原稿の審査には、原則として当初選任された査読者が当たるものとする。

4. 判定方法

(1) 評価の基準

査読者は、原稿の審査に当たっては執筆要領に指示された次の判定基準に従い客観的に評価する。判定基準の具体的適用は下記による。

- a) 独創性に富み、理論的又は実証的であること。
 - 1) 目的、方法、結論が明示されており、かつ適切であること。
 - 2) 用いられた資料に信頼性があること。
 - 3) 実験・調査の方法に妥当性があること。

4) 未知の発見，仮説の立証など，結論に意義が認められること。

b) 論旨の展開に論理的妥当性があること。

1) 既往関連研究に対して位置づけを明らかにし，妥当性があること。

2) 概念，用語の使用が適切であること。

3) 論拠に妥当性があること。

c) 倫理上の問題がないこと。

d) 表現形式が適切であること。

1) 表題が内容を適切に表現していること。

2) 欧文の表題が適切であること。

3) 図表等が本文と照合していること。

4) 図表等の体裁（タイトル，単位，形式等）が整合していること。

5) 省略語，単位，数値が正確に表記されていること。

6) 抄録の内容が簡潔かつ十分であること。

7) キーワードが適切に選ばれていること。

e) その他、不適切な箇所がないこと。

(2) 判定

a) 掲載可にする場合

4 の(1)の基準に照らして紀要の「学术论文として発表する研究論文」として掲載に値するか否かを判定し，内容・表現が基本的に掲載に値するならば「掲載可」とする。このとき，修正の必要性の有無及び程度により次の判定を行う。

1) 無修正で掲載可

2) 修正後に掲載可：表現の修正など査読者の指摘箇所を修正（修正箇所の確認を査読者が自ら行わなくても編集委員会に一任できる程度の修正）すれば掲載できるもの。

b) 再審査にする場合

4 の(1)の基準に照らして内容・表現の大幅な修正を必要とする場合，そのことを執筆者に通知し，執筆者よりの再提出論文を再度審査して以下の最終判定をする（この判定により当該査読者の審査は終了する）。

1) 掲載可

再提出論文が4 の(1)の基準を満足するもの。

2) 掲載不可

再提出論文が4の(1)の基準を満足しないもの。

c) 掲載不可にする場合

下記のものは掲載不可とする(2名の査読者がこの判定をする場合には、当該査読者の審査は終了する)。

- 1) 内容が4の(1)の基準に達せず、掲載に値しないもの。
- 2) 内容が研究紀要の論文として適さないもの。
- 3) その他、募集条件に合致しないもの。

5. 審査結果の通知

- (1) 編集委員会は、当該論文査読者の判定終了後直ちに審査結果を執筆者に通知する。
- (2) 当該論文査読者の判定及び審査評は、編集委員会名で執筆者に伝達する。
- (3) 査読者の審査評に不適切な表現のある場合(私情を交える、品位を欠く、無責任である、など)には、執筆者への伝達に先立って編集委員会は査読者と協議することがある。
- (4) 掲載の可否が決定したときは、その論文の審査に関わる全査読者にその旨を通知する。

6. 審査期間

- (1) 論文の審査期間は、編集委員会が審査を依頼した日から1月とする。
- (2) 再審査の審査期間は2週間とする。

(注記)

注1) 例えば、計算が正確か否か、研究の基礎となる資料の確認等については、査読者は責任を負わないものとする。

注2) 明快で説得力のある表現が必要であり、抽象的・刺激的な表現は避け、具体的・客観的な表現に努める。